令和6年度

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会

○基本方針

少子高齢化の進展と核家族化や高齢者世帯の増加など、家族構成は大きく変化 し、ニーズが多様化しています。また、孤立や生活困窮などの様々な問題があるた め、現状の社会福祉制度では十分に対応できない多種多様な課題が生じています。 さらに近年では全国各地で発生している地震・風水害等の自然災害など、国民の 不安な生活が続いております。

こうした社会情勢を背景に、地域住民、行政、社会福祉協議会、福祉関係団体等がこれまで以上に連携し、地域福祉活動を展開しながら新たな支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

当協議会では、住民の皆様が住み慣れた地域において健康で安心して暮らしていくため、配食サービス事業の実施並びに高齢者の社会参加をとおした生きがい活動や健康づくりを推進していきます。また、放課後児童保育事業について刈羽村教育委員会及び刈羽小学校と連携し、健全な育成を図ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。さらに、障がいのある方や認知症高齢者の方など、その方々の権利を擁護するため法人後見事業や日常生活自立支援事業を積極的に展開し、自立した生活を営むための支援活動を推進するとともに、権利擁護センターを適切に開設できるよう準備を進めてまいります。加えて、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中核として各関係機関やボランティア等と連携・協力を図りながら村民の皆様が主体性をもって生活を続けられるよう支援活動を強化してまいります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)問題を見据え、高齢者をはじめ、住民の誰もが「住み慣れた地域で心豊かに笑顔あふれる暮らし」を続けたいという地域共生社会の実現に向けて、当協議会職員が地域の声に耳を傾けながら、住民の皆様との協働による地域福祉の推進に努めてまいります。

○法人運営事業

住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題の解決に取り組み、 誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、職員の人材育成に 取り組むとともに、組織の効率的な運営を進めます。

1 組織

- (1) 安心して働ける職場環境の整備
- (2) 事業計画等の整備
- (3) 事業の評価、事業の実施体制の整備

2 社会福祉協議会の運営

- (1) 理事会の開催(会計年度終了後3ヶ月以内、9月、12月、3月、他随時開催)
- (2) 評議員会の開催(会計年度終了後3ヶ月以内、3月、他随時開催)
- (3) 評議員選任・解任委員会の開催 (随時開催)

3 役職員の研修

- (1) 新潟県社会福祉協議会等が主催する各種研修会への参加
- (2) 役職員の新潟県民福祉大会への参加

4 職員の研修

- (1) 職員研修年間計画の整備
- (2) OJT (職務を通じての研修) 及び OFF-JT (職務を離れての研修) の実施
- (3) SDS(自己啓発支援制度)の整備

5 広報・啓発活動

- (1) 広報紙「かりわ社協だより」の発行(年6回発行)
- (2)インターネットを活用した事業計画や現況報告書等の公表及び福祉に関する情報発信
- (3) かりわ社協だより等への有料広告掲載による事業者との連携・協力
- (4) 他団体が開催するイベントへの参加・協力

6 刈羽村共同募金委員会への協力

共同募金委員会への運営協力

○地域福祉推進事業

刈羽村の人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお 互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいくための事業を推進し ていきます。

1 受託事業

(1) 刈羽村福祉センターオープン化事業(刈羽村受託事業)

福祉センターを開放し、自由に使用してもらうことにより(お茶飲み、囲碁、 将棋、卓球、カラオケ、入浴など)村民の健康増進及び親睦と連帯感を図ります。

開放日時:毎週土・日曜日 午前9時~午後4時

(2) ふれあい・いきいきサロン推進事業(刈羽村受託事業)

地域住民参加による仲間づくりや交流を通して、高齢者等の社会的孤立感の解消、健康の維持向上を図るとともに、地域における福祉コミュニティづくりの推進を図ります。

実施サロン:20集落21サロン

(3) 生活支援体制整備事業(刈羽村受託事業)

村民が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉関係団体、民間企業、集落組織、行政等の多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として、生活支援体制を整備します。また、生活支援コーディネーターの配置と生活支援コーディネーターを補完する組織として協議体を設置し、地域ニーズの把握や資源調整・開発支援、ニーズとサービスのマッチング等を行い、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源の開発等を推進します。

ア 生活支援コーディネーターの活動業務

イ 協議体の事務・運営

(4) 家族介護継続支援事業(刈羽村受託事業)

在宅で高齢者等を介護している家族同士の交流の場をつくり、日ごろの介護 で疲れた心身のリフレッシュを図ります。適切な介護知識・技術の修得や介護 保険サービスなどの適切な利用方法の修得等を内容とした教室の開催や介護 者の気分転換になるような企画の実施、介護者の健康相談を行いながら、無理なく介護が継続できるように支援します。

開催数:年2回

(5) 寝具洗濯消毒乾燥事業(刈羽村受託事業)

寝具の衛生管理が困難な高齢者、障がい者等に対して、寝具の洗濯消毒乾燥を行うことにより、保健衛生の向上と福祉の増進に資することを目的とします。 洗濯回数:掛布団、敷布団、毛布1枚を1セットとし、年3回実施。

シーツは毎月とし、1回2枚。

(6) 資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者のいる世帯及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付けを行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。また、解雇や派遣労働者の雇止め等により住居を喪失して生活維持が困難である離職者に対して、失業等給付や生活保護等の公的給付制度等の決定までの間の生活に必要な費用の貸し付けを行い、自立を支援します。

- ア 生活福祉資金貸付事業 (新潟県社会福祉協議会受託事業)
- イ 臨時特例つなぎ資金貸付事業 (新潟県社会福祉協議会受託事業)
- ウ 刈羽村応急資金貸付事業(刈羽村事務委任業務)
- (7) 福祉サービス利用援助事業 (新潟県社会福祉協議会受託事業)

高齢者や障がい者等が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、その他必要な生活支援を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とします。

- ア 福祉サービス利用援助
- イ 日常的金銭管理
- ウ 書類等の預かり
- (8) マメだね健康ポイント事業(刈羽村受託事業)

刈羽村が実施するマメだね健康ポイント事業の業務を一部受託し、刈羽村と連携・協力を図りながら、生きがい活動の推進を取り入れた高齢者対象のポイント制度の普及、手帳交付及びポイント申請等を当協議会が中心となって運営します。

(9) 放課後児童保育事業(刈羽村受託事業)

刈羽村教育委員会が実施する放課後児童保育事業の業務を一部受託し、教育委員会、小学校、保護者及び支援業務を行っている民活センター会員と連携・協力を図りながら、児童の健全育成を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

(10) 権利擁護センター事業 (刈羽村受託事業)

権利擁護の支援を必要とする村民に対し、迅速かつ適切な支援を行うために、各関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となり必要な支援を行います。

ア 相談機能

地域、関係機関からの相談を受付、専門職等の助言を得ながら支援の方向 性や制度利用の必要性などの助言を行います。必要に応じてケース会議を 開催します。

イ 成年後見制度利用促進機能

支援方針や候補者の検討、受任調整、役割分担などの検討及び支援を行います。

ウ 後見人支援機能

後見人等からの相談を受付、専門職等の助言を得ながら後見人等に助言 を行います。必要に応じてケース会議を開催します。

エ 協議会の運営

必要に応じて協議会を開催し、支援に関する検討や地域課題に関する検 討をします。

2 地域福祉推進事業

(1) 介護予防体操教室事業

① いきいき体操教室事業

「老化」の一言で片付けず、意図的な運動を継続して行うことによって、身体や脳の衰えを予防します。

開催日時:毎週水曜日 午前10時~11時30分

参加費:月額1,000円マイクロバスでの送迎あり

対象者:概ね70歳以上

会場:刈羽村福祉センター

② 運動習慣づくり体操教室事業

「介護無しの生活を続けるための筋力強化」と「しなやかな筋肉づくりを 目指す運動を、早くから生活習慣の中に取り入れます。

開催日時:毎週金曜日 午前10時~11時30分

参加費:1回500円

対象者:概ね70歳以下

会場:刈羽村福祉センター

(2) 権利擁護事業

① 福祉サービス利用援助事業(刈羽村版日常生活自立支援事業)

高齢者や障がい者等が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、その他必要な生活支援を当協議会が独自に行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とします。

ア 福祉サービス利用援助

イ 日常的金銭管理

ウ 書類等の預かり

② 法人後見事業 (成年後見)

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の権利を擁護するため、法人後見事業者として成年後見の支援活動を行います。また、成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、受任後、スムーズな支援活動を行うことができるように研修会等に参加して研鑽を図ります。

ア 法人後見事業者としての受任

イ 法人後見運営委員会の運営・開催

- ウ 成年後見人等としての業務
- エ 成年後見制度の普及・啓発
- オ 成年後見制度に関する研修会等への参加

(3) 福祉助成支援事業

福祉7団体への活動支援及び事務局の運営

団体名: 刈羽村老人クラブ連合会、刈羽村遺族会、刈羽村母子寡婦福祉会

(ひまわり会)、刈羽村身体障害者福祉協会、刈羽村手をつなぐ育成会、刈羽村精神障害者家族会(翠光会)、刈羽村福祉ボランティア友の会

3 共同募金配分金事業

地域の皆様からいただいた共同募金などを財源として事業を実施します。

- (1) ボランティアセンター事業
 - ① ボランティアセンター
 - ア ボランティアの養成に関する講座・研修会等の企画・開催
 - イ ボランティアセンターへの登録及びボランティア活動保険の周知・案 内・加入促進
 - ウ ボランティア活動に関する様々な相談受付及びニーズ調整
 - エ 災害ボランティアセンターに関する関係団体や住民との連携・調整
 - オ 社会福祉協議会 P R イベント「福ふくフェスティバル」の開催
 - カ 住民参加型支援の会員登録、ニーズ調整、普及啓発
 - ② かりわ地域見守り隊

犬を飼っている方はわんわん隊として犬の散歩時に、日常的にウォーキングやジョギングをされている方は活動時に、高齢者世帯等、地域の見守りを行っていただきます。

③ かりわささえ愛ねっと

「お互いさま」で支え合える地域づくりを目指して、地域住民と協力しながら日々の暮らしの中にあるちょっとした困りごとを解決していく住民参加型のサービスです。

対 象 者:高齢者、心身障がい児・者の方等

サービス利用料: 30分100円 (+交通費100円)

サービス内容:ゴミ出し、掃除、買い物、お薬受取り、玄関先の雪かきなど

(2) いどばた喫茶「おいで家」事業

おしゃべりや創作活動など、住民の誰もが気軽に集える場として交流スペースを用意し、各地区集会場で地域間の交流を図ります。

開催日:各地区毎月1回

(祝日、お盆期間、年末年始等にあたる地区は休み)

第1水曜日-油田·黒川地区

第1木曜日-高町地区

第2木曜日-赤田地区

第3木曜日-勝山地区

第4木曜日-刈羽地区

開催時間:午前10時~午前12時(昼食提供日は午後2時まで)

参加費:100円(昼食提供日は300円)

会 場:各地区集会場、刈羽地区は刈羽村福祉センター

(3) 米寿お祝い訪問事業

米寿を迎えられる方の家庭に訪問し、長年社会に貢献されたご尽力に感謝し 米寿をお祝いします。

対象者:昭和12年4月2日~昭和13年4月1日生まれ

(4) 福祉教育事業

児童福祉として、子供の頃から福祉に対する興味・関心を持ってもらえるように意識の啓発・活動支援を行います。

(5) マイクロバス事業

村内の営利を目的としない福祉・文化・スポーツなどの団体が福祉の増進を目的に事業を行う場合に無料で貸し出し、活動の活発化を支援します。また、マイクロバスで送迎することにより交通手段を持たない利用者の社協事業への継続した利用につなげていきます。

(6) 歳末たすけあい事業

在宅で生活されている支援を必要とする方々がより良い年末年始を迎える ことができるように、家事援助又は正月用品を提供します。

(7)配食サービス事業

見守りと食の確保を目的に、高齢者等向けに毎週金曜日(祝日を除く)のお 昼にお弁当をご自宅までお届けします。

対象者:村内に在住で、下記の①~③のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上独居世帯、高齢者のみ世帯
- ② 要支援・要介護認定を受けている方

③ 各種障がい者手帳をお持ちの方

料 金: おかずのみ 500円(税込) おかず+ご飯 600円(税込)

○公益事業

1 居宅介護支援事業

ご自宅で介護を必要とする要介護者を対象に、ご本人やご家族が抱えている介護の不安や生活の課題を少しでも取り除き、安心した生活が送れるよう支援に努めます。

(1) 在宅生活の支援

ケアプラン (居宅サービス計画) に位置づけたサービスを提供する事業所や 医療機関等への調整を図り、効率的なサービスを提供する事により自立した日 常生活と重度化の防止ができるように支援します。

(2) 個人の尊厳保持

ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立ち、提供されるサービス等が特定のサービス事業者に不当に偏する事のないように公正中立に行いながら、その人らしい生活の実現を目指して支援します。

(3) 関係機関との連携

市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等 との密接な連携に努めます。

(4)職員の資質向上

信頼される介護支援専門員として、各種研修会への参加や資格取得に努め、 ケアプランの質の向上や専門的な知識を習得し、スキルアップを図っていきます。

2 刈羽村地域包括支援センター事業

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

(1)総合相談支援業務

本人の心身の状態や生活状況等を通して必要な支援を把握し、地域における

適切なサービスや制度等の利用につなげながら、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるように支援します。

(2) 権利擁護業務

高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるように、消費者被害防止及び虐待予防のための普及啓発活動を行います。また、日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知しながら、必要に応じて制度等の説明を行い、高齢者が尊厳のある生活を送れるよう支援します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実践しながら、地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員へのサポートを行います。また、地域ケア会議を定期開催する中で、地域課題の検証を行います。複数の個別事例の課題解決を通して地域課題を明らかにし、地域課題を解決するための資源開発や政策形成につながるような意見を行政に提言します。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。その他、介護予防普及啓発、健康相談や自主的な介護予防への取り組みを支援します。

(5) 指定介護予防支援事業

要支援1または要支援2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう指定介護予防支援を行います。

3 刈羽村民活センター運営事業

村民、村内企業等の皆様からの除草、庭木の剪定、施設等の清掃、施設管理、工場内作業から障子の張り替え、冬囲い、除雪など多種多様な就業依頼を受注し、原則として60歳以上の働く意欲のある高齢者に臨時的・短期的な就業を提供することで、自己の能力を活用し、自らの生きがいの充実を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与していきます。

① 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究

社協だよりやホームページを活用して会員及び発注者等へ就業情報を提供して事業の普及を図ります。また、必要に応じ、近隣のシルバー人材センター等から情報収集を行い、円滑な事業推進に努めます。

- ② 就業に関する相談 民活センターの仕組みや就業等について随時相談に応じます。
- ③ 就業機会の確保及び組織的提供

日頃の就業依頼に迅速、確実、誠実に対応することで、お得意様(固定客)の増加に努めると共に、社協だよりなどを活用して就業依頼件数及び会員数の増加を図ります。また、ワークシェアリング(仕事の分かち合い)の実施により多くの会員の就業機会の確保を図ります。

- ④ 講習会の開催 就業に必要な知識及び技能の向上、育成を図ります。
- ⑤ 事故のない就業を目指す

安全就業基準「会員の心得」の遵守、除草や高所作業時のヘルメット、ゴーグル着用の徹底、刈払機取扱作業者安全衛生教育や運転 技能診断の受講等をとおして事故のない就業を目指します。

⑥ 委員会、通常総会の開催

○その他

1 刈羽村福祉センター維持管理

村民の健康の増進並びに教養の向上及びレクリエーションのための便宜を 図り、福祉の増進に資することを目的とします。

- ① 福祉センターの使用受付事務
- ② 福祉センターの維持管理

2 福祉用具貸与

要援護老人及び心身障がい者に対し、福祉用具(車椅子)を貸与することにより日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

- ① 福祉用具(車椅子)の貸与事務
- ② 福祉用具(車椅子)の維持管理